

議案第 17 号

北本市下水道条例の一部改正について

北本市下水道条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

北本市長 石津賢治

北本市下水道条例の一部を改正する条例

北本市下水道条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 2 章 排水設備の設置等（第 4 条—第 9 条）
第 3 章 公共下水道の使用（第 10 条—第 23 条）
第 4 章 雑則（第 24 条—第 29 条）
第 5 章 罰則（第 30 条）」 を

「第 2 章 排水施設の構造の技術上の基準（第 4 条）
第 3 章 排水設備の設置等（第 5 条—第 10 条）
第 4 章 公共下水道の使用（第 11 条—第 24 条）に改める。
第 5 章 雑則（第 25 条—第 30 条）
第 6 章 罰則（第 31 条）」

第 1 条中「公共下水道の」の次に「構造の技術上の基準、」を加える。

第 30 条の見出しを削り、同条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同項第 4 号中「第 11 条、第 12 条又

は第22条」を「第12条、第13条又は第23条」に改め、同項第5号中「第13条、第16条、第17条第3項、第18条第2項又は第23条」を「第14条、第17条、第18条第3項、第19条第2項又は第24条」に改め、同項第6号中「第14条、第19条又は第27条第2項」を「第15条、第20条又は第28条第2項」に改め、同項第7号中「第15条」を「第16条」に改め、同項第8号中「第18条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項第9号中「第20条」を「第21条」に改め、同項第10号中「第21条」を「第22条」に改め、同項第11号中「第6条又は第24条」を「第7条又は第25条」に改め、同条を第31条とする。

第5章を第6章とする。

第4章中第29条を第30条とし、第28条を第29条とし、第27条を第28条とする。

第26条第3項中「第7条第1項及び第8条」を「第8条第1項及び第9条」に改め、同条を第27条とする。

第25条を第26条とし、第24条を第25条とする。

第4章を第5章とする。

第23条第2項中「第13条」を「第14条」に改め、第3章中同条を第24条とする。

第22条を第23条とし、第18条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とする。

第15条中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第11条又は第12条」を「第12条又は第13条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条第1項第8号中「^{りん}燐含有量」を「燐含有量」に改め、同条を第13条とする。

第11条の前の見出しを削り、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（除害施設の設置）」を付する。

第10条第1項中「以下第12条」を「第13条」とし、同条を第11条とする。

第3章を第4章とする。

第9条中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、第2章中同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第3号中「勾配の排水管」を「勾配の排水管」に改め、同号の表中「勾配」を「勾配」に改め、同条第4号中「勾配」を「勾配」に改め、同条を第5条とする。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 排水施設の構造の技術上の基準

第4条 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準のうち排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置（雨水を排除すべきものについては、必要に応じ、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする措置）が講ぜられていること。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回ら

ないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

2 前項の規定は、次に掲げる排水施設については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる排水施設

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる排水施設

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。